

シンガポールの会社の清算手続

丸山 貴之
Takayuki Maruyama

[PROFILEはこちら](#)

1 シンガポールの会社の清算手続

シンガポール法上、シンガポールの会社を清算する手続としては、任意清算手続(voluntary winding up)と裁判所による清算手続(winding up by Court)とがあります。

任意清算手続は、株主総会にて清算決議を行うことにより開始されるものですが、支払能力を有する会社において利用される株主による任意清算手続(members' voluntary winding-up)と、支払能力を有しない会社において利用される債権者による任意清算手続(creditors' voluntary winding-up)とがあります。

裁判所による清算手続は、支払不能、事業を停止して1年以上が経過している等、法の定める事由のいずれかに該当する会社につき、裁判所の関与の下で行われる清算手続です。

また、事業を停止しており資産負債を有しない等の一定の要件を充足する会社につき、登記を抹消することにより会社を閉鎖する手続であるストライクオフという手続もあります。

本稿においては、これらの手続の概要につき、紹介したいと思います。

2 清算手続

(1) 株主による任意清算手続

株主による任意清算手続は、債務を完済できる会社が利用する清算手続であり、会社の取締役(2名以上の取締役がいる場合には過半数の取締役)は、清算開始から12カ月以内に債務をすべて弁済できる旨の宣言を行い、これをシンガポールの会計企業規制庁(Accounting and Corporate Regulatory Authority、「ACRA」との略称で呼ばれていま

す。)にファイリングすることが要求されます。

かかるファイリングから5週間以内に、株主総会にて清算の特別決議を行い、当該決議につき、7日以内にACRAにファイリングし、10日以内に少なくとも一つの新聞に公告する必要があります。清算人は、株主総会にて選任されます。

(2) 債権者による任意清算手続

会社に支払能力がなく支払能力宣言が行われない場合には、株主による任意清算手続は利用できず、債権者による任意清算手続によることになります。

債権者による任意清算手続では、株主による任意清算手続と同様に、株主総会特別決議にて清算決議を行います。株主総会と同日又はその翌日に、債権者集会が開催されます。債権者集会の招集は、債権者集会開催の7日前までに、全ての債権者及び債権額を記載した書面とともに、債権者に対し郵便で通知をすることにより行われ、またかかる通知は新聞に公告されます。債権者集会には取締役1名及びセクレタリーが参加し、会社の状況や清算に至る経緯を説明します。

清算人は株主総会にて選任されます。但し、債権者集会で異なる者が清算人に選任された場合、債権者集会で選任された者が清算人となります。

(3) 裁判所による清算手続

強制清算は、会社自身や債権者等が裁判所に申立てを行うことができるものとされています。裁判所は、会社がその債務の支払いができない場合、事業を停止して1年以上が経過している場合、強制清算を行う旨の株主総会特別決議がなさ

れた場合、裁判所が会社を清算することが公正かつ公平 (just and equitable) と考える場合等、法の定める事由のいずれかに該当する場合に清算の決定をします。清算人は、裁判所が選任します。

(4) 清算手続の流れ

清算手続においては、債権者が債権届出を行い、清算人が債権認否を行います。清算人は、資産を換価し、債権者に対し配当を行います。債権者への配当では、清算手続に必要な費用、従業員の給与、税金等、一定の債権が優先的に支払われ、その後に無担保の一般債権につき支払がなされます。債権者への配当後に残余財産があれば、株主に対し分配されます。担保権は清算手続により影響を受けず、担保権付債権は担保権の実行により回収されます。

株主による任意清算手続では、配当実施後に株主総会が開催され、清算人は清算手続や資産処分について報告します。債権者による任意清算手続では、株主総会に加え、債権者集会も開催され、同様の報告がなされます。株主総会後7日以内に株主総会開催の報告書がACRAに登録され、登記後3カ月で会社は解散します。

裁判所による清算手続では、清算人が配当実施後に裁判所に会社解散の申立てを行い、裁判所が解散の決定を行うことにより会社は解散します。

3 ストライクオフ

(1) 申請要件

ストライクオフは、事業を停止しており、資産も債務もなく、資産の換価や配当といった手続が必要のない会社において利用される手続であり、その申請には、以下の要件を充足していることが要求されます。

- ① 事業を停止していること
- ② 申請日現在、資産・債務がなく、将来発生する偶発資産・偶発債務がないこと
- ③ 過半数の株主による書面同意
- ④ 全取締役の同意
- ⑤ 直近の未監査のBSの提出
- ⑥ 未払の法人税、年金債務、その他政府に対する未払債務がないこと
- ⑦ シンガポール国内外を問わず、法的手続に関与していないこと

(2) 手続

会社はACRAにストライクオフの申請をします。

ACRAに申請がなされた場合、ACRAは、上記(1)の申請要件を充足する場合に申請を承認します。ACRAは、申請を承認すると、会社の登記上の住所、取締役・セクレタリーが居住する住所等に、ストライクオフの通知書を送付します。

通知書の日から30日以内に異議がない場合、ACRAは、60日以内に会社名を抹消する旨を官報に掲載します。

官報掲載から60日間に異議がない場合、ACRAは、官報に会社名が登記から抹消される旨を掲載し、この官報の発行日に会社は解散することになります。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】